

Ⅱ 規 程

公益財団法人宮崎県体育協会加盟団体規程

（目的）

第1条 この規程は、公益財団法人宮崎県体育協会（以下「本会」という。） 定款第11条第3項の規定に基づき、加盟団体に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（加盟団体）

第2条 加盟団体は、別表のとおりとする。

2 加盟団体は、本県における体育・スポーツの統轄団体としてふさわしい組織を有するものでなければならない。

（加盟）

第3条 本会の加盟団体になろうとする団体は、会長に、次の書類を提出しなければならない。

- （1）加盟申請書
- （2）団体の規約
- （3）団体の組織及び役員に関する事項
- （4）団体に所属する会員等の事項
- （5）団体の前年度の事業報告書、収支決算書及び当該年度の事業計画書、収支予算書
- （6）その他、会長が求める書類

（退会）

第4条 本会を退会しようとする加盟団体は、会長に、退会願を提出しなければならない。

2 会長は、加盟団体が次の各号に該当する場合は、退会させることができる。

- （1）加盟団体としてふさわしくないと認められるとき
- （2）負担金の納付を長期に怠っているとき

（届出）

第5条 加盟団体は、毎事業年度終了後1ヶ月の間に、会長に、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- （1）加盟団体の前年度の事業報告書及び収支決算書
 - （2）加盟団体の当該年度の事業計画書、収支予算書及び役員名簿
- 2 加盟団体は、第3条により提出している書類に変更があったときは、遅滞なくその旨を届け出なければならない。

（負担金）

第6条 加盟団体は、毎年5月末日までに定款第11条の規定に基づく負担金を納入しなければならない。

- 2 前項の負担金の額は、理事会及び評議員会の承認を得て決定する。
- 3 会長は、特別な事情があると認めるときは、理事会及び評議員会の承認を得て、負担金を減額又は免除することができる。
- 4 加盟団体が第4条の規定に基づき退会した場合は、その時期にかかわらず、既に納付した負担金等は返還しない。
- 5 負担金は総額の50%以上を定款第4条の公益目的事業に使用しなければならない。

（会議）

第7条 会長は、必要があると認めるときは、加盟団体代表者会議又は加盟団体事務担当者会議を開催する。

(規程の変更)

第8条 この規程の改正等は、理事会の決議を経て行う。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、加盟団体に関し必要な事項は、理事会で審議して、会長が定める。

附 則

- 1 この規程は、公益財団法人宮崎県体育協会の設立の登記の日から施行する。
- 2 平成25年4月1日 一部改正
- 3 平成26年3月7日 一部改正
- 4 平成28年3月23日 一部改正
- 5 平成29年3月23日 一部改正

別表

(競技団体)

一般財団法人宮崎陸上競技協会 宮崎県水泳連盟 宮崎県バレーボール協会
宮崎県軟式野球連盟 宮崎県ソフトテニス連盟 宮崎県卓球協会 宮崎県弓道連盟
宮崎県ラグビーフットボール協会 一般社団法人宮崎県サッカー協会
一般社団法人宮崎県バスケットボール協会 宮崎県柔道連盟 宮崎県体操協会
宮崎県剣道連盟 宮崎県ソフトボール協会 宮崎県銃剣道連盟
宮崎県レスリング協会 宮崎県馬術連盟 宮崎県クレー射撃協会 宮崎県山岳連盟
宮崎県ハンドボール協会 宮崎県相撲連盟 宮崎県バドミントン協会
宮崎県テニス協会 宮崎県ウエイトリフティング協会 宮崎県自転車競技連盟
宮崎県ライフル射撃協会 宮崎県ボクシング連盟 宮崎県フェンシング協会
宮崎県ボート協会 宮崎県アーチェリー協会 宮崎県ホッケー協会
宮崎県セーリング連盟 宮崎県空手道連盟 宮崎県スケート協会 宮崎県スキー連盟
宮崎県なぎなた連盟 宮崎県カヌー協会 宮崎県ボウリング連盟
宮崎県少林寺拳法連盟 宮崎県四半的弓道連盟 宮崎県ゲートボール協会
宮崎県アイスホッケー連盟 宮崎県ミニバレーボール協会
宮崎県グラウンド・ゴルフ協会 宮崎県武術太極拳連盟 宮崎県ゴルフ協会
宮崎県トライアスロン連合 宮崎県綱引連盟 宮崎県ミニテニス協会
NPO法人宮崎県サーフィン連盟 宮崎県パークゴルフ協会
宮崎県エアロビック連盟 宮崎県ダンススポーツ連盟

(市郡体育協会)

公益財団法人宮崎市体育協会 一般社団法人延岡市体育協会
一般財団法人都城市体育協会 日南市体育協会 小林市体育協会 日向市体育協会
串間市体育協会 西都市体育協会 えびの市体育協会 児湯郡体育協会
西臼杵郡体育協会 東臼杵郡体育協会 北諸県郡体育協会 西諸県郡体育協会
東諸県郡体育協会

(学校体育団体)

宮崎県高等学校体育連盟 宮崎県高等学校野球連盟 宮崎県中学校体育連盟

公益財団法人宮崎県体育協会賛助会員規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人宮崎県体育協会（以下「本会」という。）定款第12第2項条の規定に基づき、賛助会員（以下「会員」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会員)

第2条 会員は、本会の目的に賛同し、本会を支援する個人又は団体であって、会長が、会員としてふさわしいと認めた個人又は団体とする。

2 会員になろうとする個人又は団体は、入会申込書（様式1号）を会長に提出しなければならない。

(会費)

第3条 会員は、入会の時及び毎年度、次の会費を納付しなければならない。

(1) 個人会員 年額1口 3,000円（口数制限なし）

(2) 団体会員 年額1口10,000円（口数制限なし）

2 会費は、入会の時又は毎年度5月末日までに納入しなければならない。

3 年度途中に退会した場合は、その年度の会費は返還しないものとする。

4 会費は総額の50%以上を定款第4条の公益目的事業に使用しなければならない。

(退会)

第4条 会員は、退会する場合は、退会届（様式2号）を会長に提出しなければならない。

2 前項の届出がない場合は、会員として年度を超えて継続するものとする。

(特典)

第5条 本会は、会員に対して、次の情報提供等を行うものとする。

(1) 本会の刊行物等を提供すること。

(2) 本会の刊行物等に会員氏名、名称を掲載すること。

(3) 本会の行事等を案内すること。

(4) その他

(除名)

第6条 会員が、次に該当する場合は、会長の承認を得て、会員から除名するものとする。

(1) 会員としてふさわしくない行為があった場合

(2) 会費の納入を長期に怠った場合

(規程の変更)

第7条 この規程の改正等は、理事会の決議を経て行う。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、賛助会員に関し必要な事項は、理事会で審議して、会長が定める。

附 則

1 この規程は、公益財団法人宮崎県体育協会の設立の登記の日から施行する。

2 平成26年3月7日 一部改正

公益財団法人宮崎県体育協会評議員選定委員会規程

（目的）

第1条 この規程は、公益財団法人宮崎県体育協会（以下「本会」という。）定款第14条第4項の規定に基づき、本会の評議員選定委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（招集）

第2条 委員会は、本会会長が招集する。

2 委員会の招集は、委員会の1週間前までに、委員会の委員（以下「委員」という。）に対して書面で通知しなければならない。ただし、委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく委員会を開催することができる。

（委員の任期）

第3条 委員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した委員の補欠として選任された委員の任期は、退任した委員の任期の満了する時までとする。

3 委員は、定款第14条第2項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお委員としての権利義務を有する。

（議長）

第4条 委員会の議長は、当該委員会において委員の互選により選出する。

（決議）

第5条 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

（情報提供）

第6条 本会会長は、委員会における審議に当たり、次の各号の情報を提供しなければならない。

（1）評議員及び評議員会の有する権限、評議員の欠格事由その他評議員に関する法令その他定款の規定の内容

（2）評議員候補者の経歴、選任理由、当該評議員候補者と本会及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係、当該評議員候補者の兼職状況、その他評議員候補者に関する情報

（議事録）

第7条 委員会は議事終了後速やかに議事録を作成し、議長及び出席した委員全員が記名押印し、理事会に提出しなければならない。

（規程の変更）

第8条 この規程の改正等は、理事会の決議を経て行う。

（委任）

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、理事会で審議して、会長が定める。

附 則

この規程は、公益財団法人宮崎県体育協会の設立の登記の日から施行する。

公益財団法人宮崎県体育協会評議員会規程

(目的)

第1条 この規程は、法令又は公益財団法人宮崎県体育協会（以下「本会」という。）定款に定めるもののほか、定款第26条の規定に基づき、評議員会に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(役員等の出席)

第2条 理事及び監事はやむをえない事由がある場合を除き、評議員会に出席しなければならない。

2 評議員会は、必要に応じ、事務局職員及びその他の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(理事等の説明、報告)

第3条 議長は、議題を付議した後、理事に対し、当該議題に関する事項の報告又は議案の説明を求めるものとする。

2 理事は、議長の許可を得た上で、補助者に前項の報告又は説明をさせることができる。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第184条の規定による評議員提案にかかる場合にあっては、議長は、当該評議員に議案の説明を、理事又は監事に対しては当該提案に対する意見を求めるものとする。

(質問の説明)

第4条 評議員の理事に対する質問の説明は、会長又はその指名した理事が行う。

2 理事は、議長の許可を得た上で、補助者に説明させることができる。

3 評議員の監事に対する質問の説明は、監事が行う。

4 理事又は監事は、質問が次の各号に該当するときは、説明を拒むことができる。

(1) 質問事項が評議員会の目的事項に関しないものである場合

(2) 説明をするために調査をすることが必要である場合

(3) 説明をすることにより本会その他の者（当該評議員を除く。）の権利を侵害することとなる場合

(4) 質問が重複する場合

(5) その他説明をしないことにつき正当な理由がある場合

(採決)

第5条 議長は、議案について質疑及び討論が尽くされたと認めるときは、審議を終了させ採決しなければならない。

(欠席者に対する通知)

第6条 会長は、評議員会の議事の経過の要領及びその結果につき、欠席した評議員に対し通知しなければならない。

(規程の変更等)

第7条 この規程の改正等は、理事会及び評議員会の決議を経て行う。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、評議員会に関し必要な事項は理事会及び評議員会で審議して、会長が定める。

附 則

この規程は、公益財団法人宮崎県体育協会の設立の登記の日から施行する。

公益財団法人宮崎県体育協会理事会規程

(目的)

第1条 この規程は、法令又は公益財団法人宮崎県体育協会（以下「本会」という。）定款に定めるもののほか、定款第46条の規定に基づき、理事会に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(開催時期)

第2条 定款第39条第2項に定める定例理事会は、原則として6月、11月及び3月に開催する。

(役員以外の出席)

第3条 理事会は、必要に応じ、事務局職員その他の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(議長)

第4条 理事全員の改選直後の理事会における議長は、定款第41条にかかわらず、出席した理事の中から互選された者がこれにあたる。

(緊急の処理)

第5条 会長は、理事会の決議事項（法定事項を除く。）であっても、緊急の処理を要するため理事会に付議できないときは、理事会の決議を経ないで、業務を執行することができる。ただし、この場合にあっては、会長は、次の理事会に付議し、承認を得なければならない。

(欠席者に対する通知)

第6条 会長は、理事会の議事の経過の要領及びその結果につき、欠席した理事及び監事に対し通知しなければならない。

(規程の変更等)

第7条 この規程の改正等は、理事会の決議を経て行う。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、理事会に関し必要な事項は理事会で審議して、会長が定める。

附 則

- 1 この規程は、公益財団法人宮崎県体育協会の設立の登記の日から施行する。
- 2 定款40条第2項に定める副会長の順位については、総務専門委員会の委員長の職にある副会長、普及専門委員会の委員長の職にある副会長、企画専門委員会の委員長の職にある副会長、財務専門委員会の委員長の職にある副会長の順とする。（平成25年10月30日追記、平成26年11月26日一部改正）

公益財団法人宮崎県体育協会役員職務権限規程

（目的）

第1条 この規程は、公益財団法人宮崎県体育協会（以下「本会」という。）定款第29条第3項の規定に基づき、本会役員等の職務権限に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（会長、副会長、専務理事の職務権限）

第2条 会長は、本会を代表し、その業務を執行する。

2 副会長は、会長を補佐し、本会の業務を執行する。

3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の業務を執行する。

4 前3項の役員等の職務権限は、別表のとおりとする。ただし、別表に定める副会長、専務理事の職務権限に係る事務が、特に重要、異例又は紛議を生ずるおそれがあると認められる場合は、会長の決裁を受けなければならない。

（職務の代行）

第3条 次表の左欄に掲げる者に事故あるとき又は欠けたときは、次表の右欄に掲げる者が、その職務を代行する。

会長	副会長
会長及び副会長	専務理事

（規程の変更）

第4条 この規程の改正等は、理事会及び評議員会の決議を経て行う。

（委任）

第5条 この規程に定めるもののほか、本会の役員等の職務権限に関し必要な事項は、理事会で審議して、会長が定める。

附 則

1 この規程は、公益財団法人宮崎県体育協会の設立の登記の日から施行する。

2 平成27年11月25日一部改正

	会 長	副会長	専務理事
1	運営の基本方針に関すること。	専門委員会等に関すること。	会長、副会長の権限に属する日常業務の執行、管理に関すること。ただし、次に掲げる事項は事務局長に専決させることができる。 - 事業計画及び予算の執行、管理に関すること。 - 会計処理に関すること。 - 輕易な許可、承認、届出、報告、通知等に関すること。 - 事務局局長以外の事務局職員の給与及び服務に関すること。 - 事務局局長以外の事務局職員の県内の旅行命令及び時間外勤務命令に関すること。 - 事務局職員の研修、福利厚生に関すること。 1件300万円未満の契約、業務の委託又は受託及び予算執行に関すること。 - 事務局内の情報管理、安全衛生及び危機管理に関すること。 1件100万円未満の収入及び寄附物件の受入れに関すること。
2	事業の基本方針に関すること。		
3	予算編成及び決算に関すること。		
4	評議員会、理事会その他重要な会議に関すること。		
5	定款、規程及び重要な規定等の制定、改廃に関すること。		
6	重要な監督官庁等に対する許可、承認、届出、報告通知等に関すること。		
7	組織及び権限の委任に関すること。		
8	事務局職員の人事、給与、服務の制度に関すること。		
9	事務局職員の任免、表彰、懲戒処分に関すること。		
10	重要な契約の締結に関すること。		
11	基本財産に関すること。		
12	重要な財産等の取得、賃貸借及び処分に関すること。		
13	重要な業務の委託又は受託に関すること。		
14	重要な加盟団体の取り扱いに関すること。		
15	訴訟行為、損害賠償等に関すること。		
16	重要な登記に関すること。		
17	寄付金等の募集、受入に関すること。		
18	重要な情報管理、安全衛生及び危機管理に関すること。		
19	その他、重要事項に関すること。		

公益財団法人宮崎県体育協会専門委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人宮崎県体育協会（以下「本会」という。）定款第53条第3項の規定に基づき、専門委員会（以下、「委員会」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員会の設置、種類等)

第2条 本会の委員会は、第3項各号に掲げるとおりとする。ただし、必要がある場合は、第3項以外の委員会を設置することができる。

2 委員会の設置、廃止は、理事会の承認を得て行うものとする。

3 委員会は、理事会の諮問に応じ次の各号に定める職務を行う。

(1) 総務委員会

ア 事務局運営に関すること。

イ 定款及び規程等の制定、改廃に関すること。

ウ 加盟団体に関すること。

エ 財務に関すること。

オ その他、前各号の目的達成に必要なこと及び他の専門委員会に属しないこと。

(2) 普及委員会

ア スポーツの普及に関すること。

イ スポーツ指導者の育成に関すること。

ウ 青少年スポーツの育成、支援に関すること。

エ スポーツの啓発、広報及び資料収集に関すること。

オ その他、前各号の目的達成に必要なこと。

(3) 企画委員会

ア スポーツ振興に関する基本方針の策定、推進に関すること。

イ 競技力向上に関すること。

ウ スポーツ指導者の育成に関すること。

エ スポーツ医・科学支援に関すること。

オ その他、前各号の目的達成に必要なこと。

(4) 財務委員会

ア 事業に要する資金の確保に関すること。

イ 資産の管理、処分に関すること。

ウ その他、前各号の目的達成に必要なこと。

(5) 競技力向上対策委員会

ア 競技力向上に関する基本方針の策定、推進に関すること。

イ 競技力向上に関する条件整備に関すること。

ウ 選手、指導者の育成に関すること。

エ その他、前各号の目的達成に必要なこと。

(6) 倫理委員会

ア 本会の役員及び事務局職員の倫理の確立に関すること。

イ 加盟団体の倫理の確立に関すること。

ウ スポーツ精神の確立に関すること。

エ その他、前各号の目的達成に必要なこと。

(7) 表彰委員会

ア 本会の顕彰事業に関すること。

イ その他、前号の目的達成に必要なこと。

(委員)

第3条 委員会に、委員5名以上15名以内を置く。

2 委員のうち、1名を委員長とする。また、委員長以外の委員のうち1名を副委員長とする。

(委員の選出及び任期)

第4条 委員は、本会理事、評議員及び学識経験者から、本会理事会の承認を得て、本会会長が委嘱する。

2 委員長は、本会理事会で推挙し、本会理事会の承認を経て本会会長が委嘱する。

3 副委員長は、委員会で推挙し、本会理事会の承認を経て本会会長が委嘱する。

4 委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する委員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

(委員の職務等)

第5条 委員長は、委員会を代表し会務を統轄する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

3 委員は、委員会を構成し、定款及びこの規程に定めるところにより、委員会の職務を行う。

4 第2条第3項の総務委員会、普及委員会及び企画委員会の委員は、理事会の承認を得て、第2条の規程に基づく他の委員会の委員を兼ねることができる。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じて、会長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、必要に応じ、事務局職員その他の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、本会事務局に置く。

(規程の変更等)

第8条 この規程の改正等は、理事会の決議を経て行う。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は委員会で審議して、委員長が定める。

附 則

この規程は、公益財団法人宮崎県体育協会の設立の登記の日から施行する。

宮崎県スポーツ少年団規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人宮崎県体育協会（以下「本会」という。）定款第47条第2項の規定に基づき、宮崎県スポーツ少年団（以下「本団」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(理念及び事業)

第2条 本団は、定款第4条に基づく次の事業を行い、本県スポーツ少年団の普及と育成及び活動の活発化を図り、青少年スポーツの振興及び青少年の健全な育成に資することを目的とする。

- (1) スポーツ少年団活動の普及、指導に関すること。
- (2) スポーツ少年団指導者及びリーダーの育成、活用に関すること。
- (3) スポーツ少年団の組織化と指導体制確立に関すること。
- (4) スポーツ少年団の交流に関すること。
- (5) スポーツ少年団及びスポーツ少年団指導者の顕彰に関すること。
- (6) 関係機関団体との連絡調整に関すること。
- (7) その他スポーツ少年団の目的達成に関すること。

(団員)

第3条 スポーツ少年団の団員は、前条各号に掲げる事業に要する経費を負担し、市町村スポーツ少年団、本団及び日本スポーツ少年団に登録した者とする。

2 前項の登録は毎年度更新する。

(役員)

第4条 本団に、常任委員10名以上20名以内を置く。

2 常任委員のうち1名を本部長とする。また、本部長以外の5名以内を副本部長とする。

(常任委員等の選出及び任期)

第5条 常任委員は、次の各号に定めるところにより選出する。

- (1) 別表の市町村スポーツ少年団において1名選出する。
 - (2) 本会理事会において、本会理事及び学識経験者から若干名選出する。
- 2 本部長は、常任委員会で推挙し、本会理事会の承認を経て本会会長が委嘱する。
- 3 副本部長は、常任委員会で推挙し、本会理事会の承認を経て本会会長が委嘱する。
- 4 常任委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する常任委員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

(職務等)

第6条 本部長は、本団を代表し会務を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、定款及びこの規程に定めるところにより、本団の職務を行う。

(会議)

第7条 本団の会議は、常任委員会及び市町村本部長会とする。

- 2 常任委員会は、必要に応じて本部長が招集し、その議長となる。
- 3 常任委員会は、次の職務を行う。
 - (1) スポーツ少年団の業務執行の決定
 - (2) 本部長・副本部長の本会理事会への推挙
 - (3) 市町村本部長会決議事項の審議
 - (4) その他、本会理事会から諮問された事項
- 4 市町村本部長会は、年2回、本部長が招集し、その議長となる。
- 5 市町村本部長会は、次の事項について決議する。
 - (1) 各事業年度の事業計画及び予算の承認
 - (2) 各事業年度の決算の承認

- (3) スポーツ少年団規程の変更の承認
 (4) その他、常任委員会から諮問された事項
 6 本団の会議は、必要に応じ、事務局職員その他の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(中央指導者協議会)

第8条 本団に、中央指導者協議会（以下、「協議会」という。）を置く。
 2 協議会設置に関し必要な事項は、宮崎県スポーツ少年団常任委員会の決議を経て別に定める。

(経費)

第9条 本団の経費は、第3条に定める団員の会費及び本会の助成金、その他の収入をもって支弁し、定款及び規程の定めるところにより処理する。

(事務局)

第10条 本団の事務局は、本会事務局内に置く。

(規程の変更)

第11条 この規程の改正等は、本会理事会の決議を経て行う。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、本団に関し必要な事項は、常任委員会で審議して、本部長が定める。

附 則

- 1 この規程は、公益財団法人宮崎県体育協会の設立の登記の日から施行する。
- 2 この規程は、平成26年3月7日から施行する。
- 3 この規程は、平成27年6月10日一部改正
- 4 この規程は、平成28年11月25日一部改正

別 表

	市町村スポーツ少年団
1	宮崎市地区
2	東諸県地区
3	日南市、串間市地区
4	都城市、北諸県郡地区
5	小林市、えびの市、西諸県郡地区
6	西都市、児湯郡地区
7	延岡市地区
8	日向市、東臼杵郡地区
9	西臼杵郡地区

宮崎県スポーツ指導者協議会規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人宮崎県体育協会（以下「本会」という。）定款第49条第2項の規定に基づき、宮崎県スポーツ指導者協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(事業)

第2条 協議会は、定款第4条に基づく次の事業を行う。

- (1) スポーツ指導者の育成方策に関すること。
- (2) スポーツ指導者の資質向上に関すること。
- (3) スポーツ指導者の連携及び組織拡充に関すること。
- (4) スポーツ指導者の啓発及び活用に関すること。
- (5) その他、協議会の目的達成のために必要なこと。

(会員)

第3条 協議会の会員は、公益財団法人日本体育協会が認定したスポーツ指導者であつて、前条各号に掲げる事業に要する経費を負担し、協議会に登録した者とする。

(理事)

第4条 協議会に、理事15名以上25名以内を置く。

2 理事のうち1名を会長とする。また、会長以外の2名以内を副会長とする。

(理事の選出及び任期)

第5条 理事は、次の各号により選出する。

- (1) 市郡体育協会などスポーツ指導者に関係する機関団体において、若干名選出する。
 - (2) 本会理事会において、加盟団体から推薦のあった者を若干名選出する。
 - (3) 本会理事会において、本会理事及び学識経験者から若干名選出する。
- 2 会長は、理事会で推挙し、本会理事会の承認を経て本会会長が委嘱する。
- 3 副会長は、理事会で推挙し、本会理事会の承認を経て本会会長が委嘱する。
- 4 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する理事会の終結の時までとし、再任を妨げない。

(職務等)

第6条 会長は、協議会を代表し会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、定款及びこの規程に定めるところにより、協議会の職務を行う。

(会議)

第7条 協議会の会議は、理事会及び総会とする。

2 理事会及び総会は、必要に応じて、会長が招集し、その議長となる。

3 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 指導者協議会の業務執行の決定
- (2) 会長・副会長の本会理事会への推挙
- (3) 総会決議事項の審議
- (4) その他、本会理事会から諮問された事項

4 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 各事業年度の事業計画及び予算の承認
- (2) 各事業年度の決算の承認
- (3) スポーツ指導者協議会規程の変更の承認
- (4) その他、理事会から諮問された事項

5 協議会の会議は、必要に応じ、事務局職員その他の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(部会)

第8条 協議会は、第2条の事業を行うために必要な部会を設置することができる。

(経費)

第9条 協議会の経費は、第3条に定める会員の会費及び本会の助成金、その他の収入をもって支弁し、定款及び規程の定めるところにより処理する。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、本会事務局内に置く。

(規程の変更)

第11条 この規程の改正等は、本会理事会の決議を経て行う。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は本会理事会で審議して、会長が定める。

附 則

1 この規程は、公益財団法人宮崎県体育協会の設立の登記の日から施行する。

2 平成27年6月10日一部改正

宮崎県スポーツ医・科学委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人宮崎県体育協会（以下「本会」という。）定款第51条第2項の規定に基づき、宮崎県スポーツ医・科学委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(事業)

第2条 委員会は、定款第4条に基づき、次の事業を行う。

- (1) 競技力向上についての医・科学的研究に関すること。
- (2) スポーツ振興についての医・科学的研究に関すること。
- (3) 県民のスポーツに関する健康管理、安全管理及びスポーツ相談に関すること。
- (4) その他、委員会の目的達成のために必要なこと。

(委員)

第3条 委員会に、委員15名以上30名以内を置く。

2 委員のうち1名を委員長とする。また、委員長以外の委員のうち3名以内を副委員長とする。

(委員の選出等及び任期)

第4条 委員は、次の各号により選出する。

- (1) スポーツ医・科学関係機関団体において、スポーツ医・科学関係者を若干名選出する。
- (2) 本会理事会において、本会理事及び学識経験者から若干名選出する。
- 2 委員長は、委員会で推挙し、本会理事会の承認を経て本会会長が委嘱する。
- 3 副委員長は、委員会で推挙し、本会理事会の承認を経て本会会長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する委員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

(職務等)

第5条 委員長は、委員会を代表し会務を統括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 委員は、委員会を構成し、定款及びこの規程に定めるところにより、委員会の職務を行う。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じて、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、規程の改廃、事業計画、事業予算のほか本会理事会から諮問された事項について審議する。
- 3 委員会の会議は、必要に応じ、事務局職員その他の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(部会等)

第7条 委員会は、第2条の事業を行うために必要な部会等を設置することができる。

(経費)

第8条 委員会の経費は、本会の助成金をもって支弁し、定款及び規程の定めるところにより処理する。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、本会事務局内に置く。

(規程の変更)

第10条 この規程の改正等は、理事会の決議を経て行う。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、本会理事会で審議して、会長が定める。

附 則

この規程は、公益財団法人宮崎県体育協会の設立の登記の日から施行する。

公益財団法人宮崎県体育協会基本財産等管理運用規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人宮崎県体育協会（以下「本会」という。）定款第5条の規定に基づき、本会の基本財産及び基本財産以外の資産（以下「その他の資産」という。）の管理運用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(基本財産)

第2条 定款第5条第1項に定める基本財産は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

(管理)

第3条 基本財産及びその他の資産は、法令に定めるもののほか、定款及びこの規程に基づき会長が管理する。

2 基本財産及びその他の資産に属する現金は、金融機関への預金又は有価証券など最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用)

第4条 基本財産及びその他の資産は、その目的に応じて資産価値の維持を図り、最善と考えられる方法により運用しなければならない。

2 基本財産から生ずる収益は、本会の収支予算に計上して、基本財産の目的を達成するための経費の財源に充てる。

(追加)

第5条 別表の基本財産に新たな基本財産を追加する場合は、あらかじめ理事会、評議員会の承認を得なければならない。

2 前項において、本会に寄付を受けた財産の取扱いは、寄付者の意思を尊重して行わなければならない。

(処分)

第6条 基本財産は、本会の事業遂行上やむを得ない場合に限り、その一部を処分し、又は基本財産から除外することができる。

2 前項の場合には、あらかじめ理事会、評議員会の承認を得なければならない。

(規程の変更)

第7条 この規程の改正等は、理事会の決議を経て行う。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、基本財産及びその他の資産の管理運用に関し必要な事項は、理事会で審議して、会長が定める。

附 則

この規程は、公益財団法人宮崎県体育協会の設立の登記の日から施行する。

平成27年度 10,000,000 円 除外

平成28年度 10,000,000 円 除外

別表 1 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産

種 別	場所、物量等	備考

別表 2 基本財産（公益目的事業を行うために不可欠な特定財産以外のもの）
（H29 年 3 月 31 日現在）

財産種別	場所、物量等	備考
		財団法人宮崎県体育協会から継承した基本財産の内訳 基本金 35,000,000 円 宮崎県スポーツ振興基金 202,730,000 円 宮崎県スポーツ少年団積立金 4,000,000 円

公益財団法人宮崎県体育協会会計処理規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人宮崎県体育協会（以下「本会」という。）定款第10条第2項の規定に基づき、本会の会計処理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(基準)

第2条 本会の会計は、法令、定款及びこの規程に定めるもののほか、公益法人会計基準等（平成20年4月11日内閣府公益認定等委員会発表）に準拠して処理する。

(会計区分)

第3条 本会の会計は、公益目的事業会計、収益事業等会計及び法人会計とする。

(会計年度)

第4条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会計責任者)

第5条 本会の会計責任者は、事務局長とする。

(勘定科目の設定)

第6条 本会の会計には、財務及び会計の状況を的確に把握するために必要な勘定科目を設ける。

2 勘定科目の名称、性質及び処理基準は、公益法人会計基準の定めに準拠して別に定める。

(会計帳簿等)

第7条 本会の会計帳簿は次のとおりとする。

(1) 主要簿

- ア 仕訳帳
- イ 総勘定元帳

(2) 補助簿

- ア 現金出納帳
- イ 固定資産台帳
- ウ その他、予算の管理に必要と認められる台帳

2 仕訳帳は、会計伝票をもってこれに代える。

3 補助簿は、これを必要とする勘定科目について備え、会計伝票並びに総勘定元帳と有機的関連のもとに作成しなければならない。

(会計伝票)

第8条 本会が行うすべての取引に関する帳簿整理は、会計伝票により行う。

2 会計伝票は、収入伝票、支出伝票及び振替伝票とする。

3 会計伝票は、証拠に基づいて作成し、証拠は別に保存するものとする。

4 会計伝票には、勘定科目、取引年月日、金額、相手方等取引内容を簡単、明瞭に記載しなければならない。

5 会計伝票は、原則として取引1件ごとに作成し、伝票には会計責任者の承認印を受けなければならない。

(証拠)

第9条 証拠とは、会計伝票の正当性を立証する次の書類をいう。

- (1) 請求書
- (2) 領収書
- (3) 証明書
- (4) 起案文書及び上申書
- (5) 検収書、納品書及び送り状
- (6) 支払申請
- (7) 各種計算書
- (8) 契約書、覚書その他の証書
- (9) その他取引を裏付ける参考書類

(記帳)

第10条 総勘定元帳は、すべて会計伝票に基づいて記帳しなければならない。

2 補助簿は、会計伝票又はその証拠書類に基づいて記帳しなければならない。

3 毎月末には、補助簿の借方、貸方の合計及び残高と、当該総勘定元帳の合計及び残高を照合確認しなければならない。

(帳簿の更新)

第11条 帳簿は、原則として会計年度ごとに更新する。

(予算の目的)

第12条 予算は、各会計年度の事業計画の内容を明確な計数をもって表示し、事業活動の円滑な運営を図ることを目的とする。

(予算書の作成)

第13条 本会の予算書は、事業計画に基づき毎会計年度開始前に会長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を得なければならない。

(予算の流用)

第14条 予算の執行にあたり、各科目間において相互に流用してはならない。ただし、会長が予算の執行上必要があると認めたときは、この限りでない。

(予算の補正)

第15条 会長は、予算の補正を必要とするときは、補正予算書を作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を得なければならない。

(金銭の範囲)

第16条 この規程において、金銭とは、現金、預金及び振替貯金をいう。

2 現金とは、通貨、小切手、郵便為替証書、振替預金払出証書及び官公署の支払通知書をいう。

3 手形及びその他の有価証券は、金銭に準じて取り扱うものとする。

(出納責任者)

第17条 金銭の出納、保管の責任者として、出納責任者を置く。

2 出納責任者は、会計責任者が任命する。

3 出納責任者は、金銭の保管及び出納事務を取り扱わせるため、出納事務担当者を若干名置くことができる。

(金銭の出納)

第18条 金銭の出納は、会計責任者の承認印のある会計伝票に基づいて行わなければならない。

(金銭の収納)

第19条 金銭を収納したときは、領収書を発行しなければならない。

2 収納した金銭は、速やかに金融機関に預け入れ、これを支出にあててはならない。

(支払手続)

第20条 金銭の支払いは、最終受取人からの請求書、その他取引を証する書類に基づいて、出納責任者の承認を得て行わなければならない。

2 金銭の支払いには、最終受取人の署名及び押印のある領収書を受領しなければならない。ただし、所定の領収書を受け取ることができない場合は、支払証明書をもってこれに代えることができる。

3 金銭の支払いは、原則として金融機関での振込とする。ただし、少額の支払い、その他これによりがたい場合は、現金払いにすることができる。

(資金前渡し)

第21条 経費の性質により事務に支障を及ぼすと認められる場合は、その資金を本会事務局職員に前渡しして支払うことができる。

(概算払等)

第22条 経費の性質により必要があると認められる場合は、概算払い又は前金払いをすることができる。

(精算)

第23条 前途資金又は概算払等を受けた場合は、支出伝票にその旨を明示し、その経費の確定後速やかに精算しなければならない。

(金銭の過不足)

第24条 金銭に過不足が生じたときは、出納責任者は、遅延なく会計責任者に報告し、その処置について、会計責任者の指示を受けなければならない。

(収支月計表の作成)

第25条 出納責任者は、会計責任者の求めに応じて、その月の前月までの現金及び預金の収支月計表を提示しなければならない。

(契約の方法)

第26条 本会の契約は、宮崎県財務規則（昭和30年宮崎県規則第2号）の規定に準拠して行う。

(固定資産の範囲)

第27条 この規程において、固定資産とは次の各号に掲げるものをいう。

(1) 有形固定資産

土地、建物（建物には付属設備を含む。）、構築物、機械装置、車両運搬具、什器備品 等

(2) その他の固定資産

借地権、電話加入権、敷金及び保証金、投資有価証券 等

- 2 有形固定資産は、耐用年数が1年以上で、かつ、取得価額が10万円以上の資産をいう。

(取得価格)

第28条 固定資産の取得価格は、次のとおりとする。

- (1) 購入により取得したものは、その購入価格及び付帯費用
- (2) 建設又は製作により取得したものは、その建設又は製作に要した費用
- (3) 交換により取得したものは、その交換に際し提供した資産の帳簿価格
- (4) 贈与により取得したものは、取得時の適正な評価額

(有形固定資産の改良と修繕)

第29条 有形固定資産の性能を向上し、または耐用年数を延長するために要した金額は、これをその資産の価額に加算する。

- 2 有形固定資産を現状に回復するに要した金額は、修繕費とする。

(固定資産の管理)

第30条 出納責任者は、固定資産台帳を設けて、固定資産の保全及び移動の状況を記録しなければならない。

- 2 有形固定資産に移動及び毀損、滅失があった場合は、出納責任者は、会計責任者に報告しなければならない。
- 3 会計責任者は、毎会計年度1回以上、固定資産管理台帳と現物の照合を行わなければならない。

(物品の範囲)

第31条 この規程において、物品とは次のとおりとする。

- (1) 消耗品
- (2) 耐用年数1年以上のもので、取得価額が10万円未満のもの

(物品の購入)

第32条 物品の購入は、収支予算に基づいて、関係責任者の決裁を得て行わなければならない。

(物品の管理)

第33条 出納責任者は、経費を支出したもののうち物品として管理するものは、固定資産に準じて物品台帳を設けて、記録及び整理を行わなければならない。

(決算)

第34条 決算は、毎会計年度の会計記録を整理し、その収支の結果を収支予算と比較して、その収支状況や財産の増減状況及び毎会計年度末の財政状態を明らかにすることを目的とする。

- 2 本会の決算書は、毎会計年度終了後に会長が作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、評議員会に報告し又は承認を受けなければならない。
- 3 会計責任者は、定款第8条第2項第4号にかかわる次に掲げる書類を作成しなければならない。
 - (1) 収支相償の計算書
 - (2) 公益目的事業比率の計算書
 - (3) 遊休財産額の計算書

(規程の変更)

第 3 5 条 この規程の改正等は、理事会の決議を経て行う。

(委任)

第 3 6 条 この規程に定めるもののほか、本会の会計処理に関し必要な事項は、理事会で審議して、会長が定める。

附 則

この規程は、公益財団法人宮崎県体育協会の設立の登記の日から施行する。

公益財団法人宮崎県体育協会評議員、非常勤役員報酬等規程

（目的）

第1条 この規程は、公益財団法人宮崎県体育協会（以下「本会」という。）定款第16条第3項、第33条第3項及び第36条第7項の規定に基づき、本会の評議員及び定款第27条第1項に定める理事及び監事（以下「役員」という。）のうち非常勤の役員並びに定款第36条に定める名誉会長等（以下「非常勤の役員等」という。）の報酬等の額及びその支給基準について定めることを目的とする。

（報酬）

第2条 非常勤の役員等は無報酬とする。ただし、監事が、定款第30条第1項の業務に従事したときは、報酬を支給する。

2 前項の報酬の額は、1日につき10,000円を超えない範囲内で評議員会で定める。

（旅費）

第3条 非常勤の役員等が、本会の用務のため旅行する場合の旅費は、特に定める場合を除き、公益財団法人宮崎県体育協会旅費規程により計算した額を支給する。

（費用）

第4条 非常勤の役員等が、本会に関する用務のため特別の経費を負担する場合は、その経費を支給する。

（支給方法）

第5条 第2条から前条までの報酬等は、その用務の都度、現金により支給する。

（規程の変更）

第6条 この規程の改正等は、理事会及び評議員会の決議を経て行う。

（委任）

第6条 この規程に定めるもののほか、非常勤の役員等の報酬等の額及びその支給基準に関し必要な事項は、理事会で審議して、会長が定める。

附則

1 この規程は、公益財団法人宮崎県体育協会の設立の登記の日から施行する。

2 平成25年3月22日 一部改正

公益財団法人宮崎県体育協会常勤役員報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人宮崎県体育協会（以下「本会」という。）定款第33条第3項の規定に基づき、定款第27条第1項に定める理事及び監事（以下「役員」という。）のうち、常勤の役員の報酬等の額及びその支給基準について定めることを目的とする。

(常勤役員)

第2条 常勤役員とは、理事のうち本会の事務局を主たる勤務場所とし、本会の事務局職員に準じた勤務をする者をいう。

(報酬の額等)

第3条 常勤役員の報酬は、本給、特別手当及び通勤手当とし、各年度の総額が4,500,000円を超えない範囲内で、理事会で定める。

2 前項にかかわらず常勤役員が宮崎県職員の身分を有する場合の報酬は、職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号）の適用を受ける職員の例による。

(旅費)

第4条 常勤の役員が、本会の用務のため旅行する場合の旅費は、特に定める場合を除き、公益財団法人宮崎県体育協会旅費規程により計算した額を支給する。

(費用)

第5条 常勤役員が、本会に関する用務のため特別の経費を負担する場合は、その経費を支給する。

(支給方法)

第6条 第3条から前条までの報酬等の支給方法は、この規程に定めるもののほか、本会事務局職員の例による。

(規程の変更)

第7条 この規程の改正等は、理事会及び評議員会の決議を経て行う。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、常勤の役員の報酬等の額及びその支給基準に関し必要な事項は、理事会で審議して、会長が定める。

附 則

1 この規程は、公益財団法人宮崎県体育協会の設立の登記の日から施行する。

2 平成25年3月22日 一部改正

公益財団法人宮崎県体育協会旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人宮崎県体育協会（以下「本会」という。）の役員等の旅費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(支給)

第2条 本会の旅費は、定款第16条、第33条、第36条及び第54条の規定に定める本会の役員及び事務局の職員のほか、本会の用務のために旅行する者に支給する。

(旅行命令書)

第3条 旅行命令書は、別表のとおりとする。

第4条 本会の旅費は、次に掲げる場合を除き、宮崎県職員の旅費に関する条例（昭和29年11月15日県条例第42号。以下、「旅費条例」という。）を準用する。ただし、車賃の額は1キロメートル17円とする。

2 職務又は用務の必要により全部または一部の区間を自家用車で旅行した場合は、最も経済的な通常の経路により計算した距離に車賃の額を乗じて得た額を支給する。

3 本会専務理事及び事務局の職員の旅行雑費は次のとおりとする。

(1) 県内旅行 支給しない。

(2) 県外旅行 900円。ただし、県外で必要な交通費等を別途支給する場合は、旅行雑費は支給しない。

(改正等)

第5条 この規程の改正等は、理事会の決議を経て行う。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、旅費規程の実施に関し必要な事項は、理事会で審議して、会長が定める

附 則

この規程は、公益財団法人宮崎県体育協会の設立の登記の日から施行する。

公益財団法人宮崎県体育協会表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人宮崎県体育協会（以下「本会」という。）定款第4条第1項第12号の規定に基づき、本会の表彰に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(種類及び対象)

第2条 表彰は、次の区分により行う。

(1) スポーツ功労賞

本県におけるスポーツの普及振興に貢献し、その功績が顕著なもの

(2) スポーツ優秀賞

国際大会又は全国大会で優秀な成績をあげ、その功績が顕著なもの

(3) スポーツ奨励賞

前号に準ずる大会等で優秀な成績をあげ、その功績が顕著なもの

(4) 国民体育大会賞

国民体育大会において優秀な成績をあげる等、その功績が顕著なもの

(5) スポーツ少年団功労賞

スポーツ少年団の健全育成に貢献し、その功績が顕著なもの

(6) スポーツ推進賞

県民に感動を与え又は本県の発展に貢献する等、その功績が顕著なもの

(表彰)

第3条 表彰は、表彰状を授与して行い、記念品を授与することができる。

2 表彰は、随時行う。

(推薦及び決定)

第4条 被表彰候補者（以下「候補者」という。）の推薦は、本会及び本会の加盟団体等が行う。

2 表彰の審議、決定は、次により行う。

(1) 第2条第1項第1号から第4号及び第6号は、前項の推薦に基づき、公益財団法人宮崎県体育協会表彰委員会が行う。

(2) 第2条第1項第5号は、宮崎県スポーツ少年団常任委員会が行う。

(規程の変更)

第5条 この規程の改正等は、理事会の決議を経て行う。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、本会の表彰に関し必要な事項は、理事会で審議して、会長が定める。

附 則

この規程は、公益財団法人宮崎県体育協会の設立の登記の日から施行する。

公益財団法人宮崎県体育協会表彰内規

- 1 目的 この内規は、定款及び公益財団法人宮崎県体育協会の表彰規程（以下「表彰規程」という。）第6条の規定に基づき、本会の表彰に関し必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 表彰規程第2条関係
 - (1) スポーツ功労賞関係
 - ① スポーツ活動団体運営、スポーツ指導、スポーツ医・科学支援、安全対策、審判等で、活動実績が原則10年以上の個人又は団体、又は、活動実績が10年未満でその功績が特に顕著なもの。
 - ② 過去に、この表彰を受賞したもの及びスポーツに関する功績により、同趣旨の県レベル以上の表彰等を受賞したものは、対象としない。
 - ③ 競技団体等関係者を推薦する場合は、県全体を統轄する競技団体等の同意を得なければならない。
 - (2) スポーツ優秀賞
 - ① 別表に定める個人、団体及びその個人、団体を直接かつ実質的に指導した者。
 - ② 別表の国内大会は、文部科学省、公益財団法人日本体育協会、中央競技団体、中央学校体育団体が主催しているものに限る。
 - (3) スポーツ奨励賞
 - ① 別表以外の九州規模以上の大会において優勝した個人、団体及びその個人、団体を直接かつ実質的に指導した者。
 - ② 別表の大会において、公認大会記録を樹立した個人、団体
 - ③ 国内大会は、文部科学省、公益財団法人日本体育協会、中央競技団体、九州地区競技団体、中央学校体育団体、九州地区学校体育団体が主催しているものに限る。
 - (4) 国民体育大会賞
 - ① 国民体育大会の個人又は団体種目で入賞した、選手、監督、コーチ
 - ② 上記①の他、国民体育大会における功績が特に顕著な個人、団体
 - ③ 上記①の場合は、表彰規程第4条の審議を経ることなく被表彰者を決定することができる。
 - (5) スポーツ少年団功労賞
 - ① 対象は、次の個人及び団体とする。
 - ア 20年以上スポーツ少年団の運営又は指導等に取り組み、顕著な功績のある個人
 - イ 設立以来20年以上活動を続け、他の模範となるスポーツ少年団及び関係団体
 - ウ 活動実績が20年未満で、上記ア、イに相当する特に功績が顕著な個人、団体は考慮することができる。
 - ② 表彰枠は、次のとおりとする。
 - ア 個人 15人以内
 - イ 団体 10団体以内
 - (6) スポーツ推進賞
第2条(1)～(5)以外で、特に印象的な取組、活動等により県民に感動を与え又はスポーツのイメージアップ、地域の活性化等に貢献した個人、団体
- 3 共通事項
 - (1) 対象者の年齢は問わない。
 - (2) 表彰規程第2条(1)及び(6)以外の表彰の対象は、原則として、本会加盟団体又は宮崎県スポーツ少年団に所属する個人会員又は団体会員とする。
 - (3) 県レベル以上の同趣旨の表彰を受賞している場合は、この表彰の対象としない。
 - (4) 表彰規程第4条第1項中「本会加盟団体等」とは、本会加盟団体の他、県全体を統括するスポーツ活動団体、スポーツ施設管理団体、報道機関など本県スポーツ振興に関係する機関団体とする。
 - (5) 表彰規程第4条の推薦は、本会が指定する期日までに、別途定める推薦様式で行う。

附則

- 1 この内規は、公益財団法人宮崎県体育協会の設立の登記の日から施行する。
- 2 この内規は、平成25年9月27日から施行する。

別表 I

スポーツ優秀賞		成績等
国際大会	1 オリンピック競技大会	入賞
	2 世界選手権大会及びこれに準ずる大会	入賞
	3 アジア競技大会及びこれに準ずる大会	入賞
	4 1～3に準ずる国際大会で、10カ国以上が参加する大会	入賞
国内大会	1 競技別全日本選手権大会	3位以内 ※競技団体公認ランキング含む
	2 全国中学校体育大会	
	3 1～2に準ずる国内大会（大学選手権大会等）	

別表 II ～ 中央競技団体

1	公益財団法人日本陸上競技連盟	31	公益財団法人日本ラグビーフットボール協会
2	公益財団法人日本水泳連盟	32	公益社団法人日本山岳協会
3	公益財団法人日本サッカー協会	33	公益社団法人日本カヌー連盟
4	財団法人日本スキー連盟	34	公益社団法人全日本アーチェリー連盟
5	公益財団法人日本テニス協会	35	公益財団法人日本空手道連盟
6	公益社団法人日本ボート協会	36	公益財団法人日本アイスホッケー連盟
7	公益社団法人日本ホッケー協会	37	公益社団法人全日本銃剣道連盟
8	一般社団法人日本ボクシング連盟	38	社団法人日本クレイ射撃協会
9	公益財団法人日本バレーボール協会	39	公益財団法人日本なぎなた連盟
10	公益財団法人日本体操協会	40	公益財団法人日本ボウリング協会
11	公益財団法人日本バスケットボール協会	41	一般社団法人日本ボブスレー・リュージュ・スケルトン連盟
12	公益財団法人日本スケート連盟	42	公益財団法人日本野球連盟
13	公益財団法人日本レスリング協会	43	社団法人日本綱引連盟
14	公益財団法人日本セーリング連盟	44	一般財団法人少林寺拳法連盟
15	一般社団法人日本ウエイトリフティング協会	45	公益財団法人日本ゲートボール連盟
16	公益財団法人日本ハンドボール協会	46	公益社団法人日本武術太極拳連盟
17	公益財団法人日本自転車競技連盟	47	公益財団法人日本ゴルフ協会
18	公益財団法人日本ソフトテニス連盟	48	公益社団法人日本カーリング協会
19	公益財団法人日本卓球協会	49	公益社団法人日本パワーリフティング協会
20	公益財団法人全日本軟式野球連盟	50	公益社団法人日本オリエンテーリング協会
21	公益財団法人日本相撲連盟	51	公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会
22	公益社団法人日本馬術連盟	52	社団法人日本トランポリン協会
23	社団法人日本フェンシング協会	53	公益社団法人日本トライアスロン連合
24	公益財団法人全日本柔道連盟	54	一般財団法人バウンドテニス協会
25	公益財団法人日本ソフトボール協会	55	公益社団法人日本エアロビック連盟
26	公益財団法人日本バドミントン協会	56	一般社団法人日本バイアスロン連盟
27	公益財団法人全日本弓道連盟	57	公益社団法人日本スポーツチャンバラ協会
28	公益社団法人日本ライフル射撃協会	58	一般財団法人日本ドッジボール協会
29	一般社団法人全日本剣道連盟	59	公益社団法人日本ダンススポーツ連盟
30	公益社団法人日本近代五種協会		

公益財団法人宮崎県体育協会情報公開規程

(目的)

第1条 この規程は、法令又は公益財団法人宮崎県体育協会（以下「本会」という。）定款に定めるもののほか、定款第60条第2項の規定に基づき、本会の情報公開に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(本会の責務)

第2条 この規程の解釈及び運用に当たっては、原則として、一般に情報公開することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(情報公開の対象資料等)

第3条 本会において情報公開の対象とする資料（以下「公開対象資料」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 定款
- (2) 役員等名簿（理事、監事、評議員の氏名及び住所を記載した名簿）
- (3) 事業計画書
- (4) 収支予算書
- (5) 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
- (6) 貸借対照表
- (7) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (8) 事業報告
- (9) 附属明細書
- (10) 監査報告書
- (11) 財産目録
- (12) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- (13) 役員等に対する報酬等の支給基準
- (14) 特定費用準備資金の積立限度額及び算定根拠
- (15) 特定財産の取得・改良充当資金の明細
- (16) 寄附等による受入れ財産、資金の明細

2 前項第2号（役員等名簿）について、本会の評議員以外の者から閲覧の請求があった場合には、これらに記載され又は記録された事項中、個人の住所に係る記載又は記録の部分を除外して、これらの閲覧をさせることができる。

(閲覧場所・閲覧時期)

第4条 公開対象資料の閲覧場所は、本会の事務局とする。

2 閲覧の日は、本会の休日以外の日とし、閲覧の時間は本会の業務時間内とする。

(閲覧の申請手続)

第5条 公開対象資料の閲覧を希望する者は、閲覧申請書（第1号様式）に必要事項を記載し、会長に提出しなければならない。

2 事務局の情報公開事務担当者は、前項の閲覧申請書を受理したときは、閲覧受付及び対応記録簿（第2号様式）に必要事項を記載しなければならない。

3 閲覧者から閲覧している資料について説明を求められたときは、事務局長があらかじめ指名した者が説明し、その経過を閲覧受付及び対応記録簿（第2号様式）に記載しなければならない。

4 前項の説明にあたっては、本会の業務運営上重大な支障を及ぼすおそれがあると認められる事項を除き、可能な限りその説明に努めるものとする。

(費用負担)

第6条 公開対象資料の閲覧は、無料とする。ただし、謄写（法令において認められている場合）の場合は、実費負担とする。

(閲覧者の責務)

第7条 第3条に規定する資料を閲覧又は謄写（法令において謄写が認められている場合及び本会において特に認めた場合）した者は、これによって得た情報を本来の目的以外に利用してはならない。

(電磁的記録)

第8条 公開対象資料が電磁的記録をもって作成されている場合の閲覧請求等については、法令に定めるところによる。

(規程の変更等)

第9条 この規程の改正等は、理事会の決議を経て行う。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、本会の情報公開に関し必要な事項は理事会で審議して、会長が定める。

附 則

この規程は、公益財団法人宮崎県体育協会の設立の登記の日から施行する。

第1号様式

申請年月日 年 月 日

閲覧（謄写）申請書

公益財団法人宮崎県体育協会会長 殿

申請者住所 〒

氏名

電話

閲覧（謄写）の目的

閲覧資料

- (1) 定款
- (2) 役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿）
- (3) 事業計画書
- (4) 収支予算書
- (5) 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
- (6) 貸借対照表
- (7) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (8) 事業報告
- (9) 附属明細書
- (10) 監査報告書
- (11) 財産目録
- (12) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- (13) 役員等に対する報酬等の支給基準
- (14) 特定費用準備資金の積立限度額及び算定根拠
- (15) 特定財産の取得・改良充当資金の明細
- (16) 寄附等による受入れ財産、資金の明細
- (17) その他

資料の名称等：

第2号様式 閲覧受付及び対応記録簿

NO	年月日	申請者氏名	対応者氏名及び対応記録（質疑応答など）